

第3章：労働法クイズA・B

アルバイト・就職後のサバイバル力アップ! “知ってて欲しい!” 労働法クイズA・B

※以下のクイズは、一度に全て実施すべきということではなく、授業の中の使える時間に応じて、いくつか取捨選択して使っていただくことを想定しています。

A ○×クイズ アルバイト(しようと)している生徒の考えが法律に照らして正しい(○)か正しくない(×)か考えましょう。

アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は920円で研修中は900円みたいです。このお店がある静岡県の最低賃金は944円(令和4年10月改正)ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてもしょうがないと思っています。 ○か×か。
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれていますが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。 ○か×か。
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われるのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も払わなければいけないんですよね。 ○か×か。
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取っていないので、私も休憩が取れなくとも仕方ないですよね。 ○か×か。
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないので無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。 ○か×か。
退職・解雇関係	⑧高校1年生(16歳)です。店長から「今日は忙しいから閉店時間(午後11時)まで働いて欲しい。」と言われました。お店が困っているんだから、働いていいですよね。 ○か×か。
その他	⑨余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見つけるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがいないとお店は困るかもしれないで、自分で代わりを見つけてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。
その他	⑩仕事中にケガをしてしました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ。」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。

Aの解答

アルバイト代関係	<input checked="" type="checkbox"/>	①たとえ研修中であっても、会社などに雇われて働く場合は、最低賃金を下回って働かせることはできません。この場合、最低賃金(クイズにおいては944円)以上を支払わなければなりません。なお、「学生であること」を理由に最低賃金を下回ることもできません。(参考:最低賃金法第4条)
	<input type="radio"/>	②採用時に会社などと合意した以外の仕事(クイズにおいては、開店の準備や片付け)であっても、会社の指示で働いた分は、当然に賃金(アルバイト代)が支払われなければなりません。この分が支払われないのは、労働基準法違反です。(参考:労働基準法第24条)
	<input checked="" type="checkbox"/>	③故意または重大なミスでお皿を割ったときは、弁償しなければならない場合もありますが、この場合でもアルバイト代から弁償金を差し引くことはできません。また、本来の値段以上を罰金として支払う必要もありません。(参考:労働基準法第24条)
	<input type="radio"/>	④労働時間は1分単位で把握する必要があります、会社などは把握した時間に基づいてアルバイト代を支払う必要があります。その際、日々の労働時間を1分でも切り捨てるすることはできません。(参考:労働基準法第24条)
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤遅刻をしたらその分だけアルバイト代が支払われないことは違法ではありませんが、遅刻をしたことによる損害が発生したかしていないかを問わず、一律に違約金(罰金)を定めることは、労働基準法違反です。(参考:労働基準法第16条) また、罰金が制裁処分として行われる場合には、「1回の額が平均賃金の半額を超えることができない」等の法令上の制限があります。(参考:労働基準法第91条)
時間関係	<input checked="" type="checkbox"/>	⑥お店の忙しさと休憩時間の取得は関係ありません。お店が忙しくても、6時間を超える労働に対しては45分以上の休憩時間、8時間を超える労働に対しては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に働く人に与えなければなりません。(参考:労働基準法第34条)
	<input type="radio"/>	⑦シフトを変更するには、法律上、事前に働く人とお店との間の合意が必要です(労働契約法や民法)。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困るときは、はっきりと断りましょう。また、決められたアルバイトの曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、あきらめずに店長や上司などに相談しましょう。(参考:労働契約法第8条)
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧労働基準法は、満18歳未満は原則として午後10時から翌朝5時まで働くことを禁止しています。お店が忙しくても午後10時を過ぎて働くことはできません。(参考:労働基準法第61条)
退職解雇関係	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨アルバイトを含む労働者は、原則として会社などを退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、働く人は退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます(民法の規定)。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先も困るでしょうから、辞めたいという意思を早めに伝えることや、アルバイト先とよく話し合うことが重要です。少なくとも、代わりを見つけてこないとアルバイトを辞めることができない、ということはありません。(参考:民法第627条)
その他	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩基本的に、ケガが働く人のミスによるものであっても、仕事が原因のケガであれば「労災保険」から各種の給付を受けることができます。また、正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、1日だけのアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事が原因の病気やケガ、通勤途中的事故で治療を受けるときは、健康保険を使えません。病院で受診するときに、窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療は無料で受けることができます。また、仕事が原因のケガなどで仕事を休み、賃金を受けられない場合、その4日目からは給料の約8割に相当する補償を受けることができます。(参考:労働者災害補償保険法)

第3章：労働法クイズA・B

アルバイト・就職後のサバイバル力アップ! “知ってて欲しい!” 労働法クイズA・B

※以下のクイズは、一度に全て実施すべきということではなく、授業の中の使える時間に応じて、いくつか取捨選択して使っていただくことを想定しています。

B 選択式クイズ

16歳になったあなたは、今日から近所のコンビニでアルバイトをすることになりました。その場合に、以下のような問題について、どの選択肢が最も正しいと思うか【○】を付けてください。

①働く人の健康などを守るために、経営者は働いた時間によって休憩時間を与えるように法律で定められています。

今日のあなたは、1日6時間半働くとすると、何分の休憩時間が必要となるでしょうか？

- 【 】忙しさによって変わる 【 】130分以上 【 】45分以上

②働く人の健康などを守るために、経営者は必ず働く人に休日を与えなければなりません。法律に定められている休日の回数は、次のうち、どれでしょうか。

- 【 】1週間の内に1回 【 】1週間の内に2回
【 】4週間の内に4回 【 】4週間の内に8回

③仮に週に1日だけ休むシフトになっているとして、急に、店長からあなたに「この休日にお店が忙しいので、シフトに入ってほしい。」とお願いされました。この場合、あなたは働くことができるでしょうか？

- 【 】原則働くことができる 【 】働くことはできない 【 】保護者が認めればよい

あなたは高校2年生(17歳)になり仕事にも少し慣れました。土曜日だけ9時から18時までの8時間勤務(1時間休憩)にしています。以下の問題について、上の①～③と同様にあなたなりに考えて答えてください。

④ある日店長から、「今日はすごく忙しいから、残業して19時まで働いてもらえるかな？もちろん残業代は払うから」と言われました。さて、あなたは残業してもいいんでしょうか？

- 【 】残業できる 【 】残業はできない 【 】保護者が認めればできる

⑤また同じ年のある日、店長から、「今夜は近くで大きなイベントがあるから、夜遅い時間帯にアルバイトがたくさん必要なんだ。夜のシフト(17時から23時)に入ってもらえるかな？」と言われました。あなたは働いてもいいんでしょうか？

- 【 】働くことができる 【 】働くことはできない 【 】保護者が認めればできる

⑥あなたは「長く働き続けているのだから、社員みたいに有給休暇が欲しいな。」と思い店長に話しましたが、「アルバイトには残業代や有給休暇なんかあるわけないじゃないか。」と言われました。本当なの？

- 【 】残業代も有給休暇もアルバイトには関係ない
【 】アルバイトは残業代はもらえるが、有給休暇はもらえない
【 】アルバイトであっても、要件を満たせば残業代も有給休暇ももらえる

⑦あなたはだんだんシフトを多く入れられてしまうようになり、学校で眠くなったり、体調が悪くなってきたりしました。でも店長が怖くて辞めると言い出せません。すると親が「そんなアルバイト辞めなさいよ。自分で言えないなら、保護者である私がお店に『辞めさせます』と言うよ！」と言いました。働いているのは私だし、いくら保護者でも、代わりに言ってもらって辞めるのは無理ですよね？

- 【 】本人がお店と話を付けないと辞められない
【 】お店や仕事によって異なる
【 】保護者がそのアルバイトがあなたにとって不利益だと思えば、保護者がお店に言って辞めることもできる

働くことに関連している専門家や機関が存在します。以下について知識を確認してみましょう。

⑧今日が給料日ですが、社長が「お金がない！」と言って、アルバイト代を払ってくれません。社長に何度も交渉しましたがやっぱりもらえないで、専門の機関に相談することにしました。どこに相談したらいいんだろう？

- 【 】警察署 【 】労働基準監督署 【 】ハローワーク

Bの解答

16歳になったあなたは、今日から近所のコンビニでアルバイトをすることになりました。その場合に、以下のような問題について、どの選択肢が最も正しいと思うか【○】を付けてください。

①正解:【45分以上】

労働基準法では、6時間を超える労働については45分以上の休憩を与えなければならないとされています。設問のように6時間30分の労働については、45分以上の休憩が必要です。(参考:労働基準法第34条)

②正解:【1週間の内に1回】、【4週間の内に4回】

労働基準法では、「毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。」とされています。また、このほか、「4週間を通じて4回以上の休日を与えること」も認められています。(参考:労働基準法第35条)

③正解:【働くことはできない】

労働基準法の決まりによって、満18歳未満については、原則として休日労働をすることはできません。これは法律で禁止されており、保護者が認めても休日労働をすることはできません。(参考:労働基準法第60条)

あなたは高校2年生(17歳)になり仕事にも少し慣れました。土曜日だけ9時から18時までの8時間勤務(1時間休憩)にしています。以下の問題について、上の①～③と同様にあなたなりに考えて答えてください。

④正解:【残業はできない】

労働基準法によって、満18歳未満については、原則として1日8時間を超える労働をさせることはできません。これは、保護者が認めても労働をすることはできません。(参考:労働基準法第60条)

⑤正解:【働くことはできない】

労働基準法の決まりによって、満18歳未満については、深夜労働(午後10時から翌午前5時まで)労働させることはできません。これは法律で禁止されており、保護者が認めても労働をすることはできません。(参考:労働基準法第61条)

⑥正解:【アルバイトであっても、要件を満たせば残業代も有給休暇ももらえる】

残業代は、労働基準法で決められた労働時間を超えて残業させた場合に、通常の賃金に割り増しして支払う賃金のことを言います。法律で決められた労働時間を超えて残業した場合は、アルバイトであっても会社は残業代を支払う必要があります。(参考:労働基準法第37条)年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる休暇のこと。「有休」や「年休」と呼ばれています。年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関係なく、一定の条件を満たす場合は取ることができます。(参考:労働基準法第39条)

⑦ 正解:【保護者がそのアルバイトがあなたにとって不利益だと思えば、保護者がお店に言って辞めることもできる】保護者は、未成年者にとってそのアルバイト(労働契約)が「不利である」と認めた場合は、あなたに代わって労働契約を解除する(アルバイトを辞めさせる)ことができます。(参考:労働基準法第58条)

働くことに関連している専門家や機関が存在します。以下について知識を確認してみましょう。

⑧正解:【労働基準監督署】

アルバイト代を支払ってもらえないなど困った場合は、最寄りの労働基準監督署に相談しましょう。(参考:労働基準法第104条)